

1. 会費の額

(1) 一般基準表

均 等 割		資 本 割 (法人のみ)			従 事 者 割		
口数	会費金額円	資本金 (万円)	口数	会 費 金 額 円	従事者数 人	口数	会 費 金 額 円
5	500	300未満	2	200	1~2	2	200
		300以上 500未満	4	400	3~5	4	400
		500以上 1000未満	7	700	6~10	6	600
		1000以上 5000未満	10	1,000	11~20	10	1,000
		5000以上	15	1,500	21~49	12	1,200
					50~99	15	1,500
					100以上	20	2,000

(注)

- ① 1口の額は、100円とする。
- ② 会費の額は、均等割に資本割、従事者割を加算した額とする。
- ③ 基準日は、前年度3月31日とする。但し、年度途中で加入した会員の会費は、加入の日を基準日として算定する。
- ④ 均等割の資本金の額は、基準日現在の払込み資本金とする。
- ⑤ 従事者割の従事者数とは、基準日現在事業に常時従事している従事者を言い、個人会員は、事業主、家族従業員（税務申告上の専従者給与、専従者控除を受けている者）を含み、法人会員は、常勤役員及び有給役員を含むものとする。

(2) 特別基準

上記の一般基準表により算定することが困難な企業等の場合に限り、次の特別賦課の方法とする。

- ① 金融機関 30口 月額 3,000円
- ② スタンプ会、青申会、法人会、中小企業等協同組合等 20口 月額 2,000円
- ③ 商店会等 6口 月額 600円
- ④ 青年部・女性部の部長、副部長 5口 月額 500円
- ⑤ 定款第9条第1項第1号の地区内に6月に満たない期間営業所等を有する商工業者については一般基準による
- ⑥ 定款第9条第1項第2号の⑩から⑯の団体及び第3号に規定されている個人 10口 月額 1,000円
- ⑦ 大規模小売店舗(1000㎡以上)は、総売場面積に1㎡48円を乗じた金額を年額とする。
- ⑧ 総売場面積500㎡以上～1000㎡未満の大規模小売店舗等は、年額42,000円とする。
- ⑨ 大規模小売店舗に入居するテナントが各自会員となる場合は、当該大規模小売店舗とは別に入会し、会費の額は一般基準に準ずるものとする。但し、従事者割の算出は当該テナントの従事者数を適用する。
- ⑩ 上記⑦及び⑧において、本基準により賦課することが困難な場合は、理事会の承認を受けて別途賦課する。

(3) 特別会員基準

- 特別会員については一般基準に準じ、一般基準による。
但し、小売業を営む(生協等)特別会員においては、特別基準による。

2. 会費の払込方法及び納期

会費は、毎年6月、12月の2回に分けて現金又は口座振替により、当該月の10日までに納入するものとする。